

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年10月2日 09時50分ごろ
発生場所	福井県高浜町内浦湾 内浦港内浦防波堤灯台から真方位233°1,120m付近 (概位 北緯35°31.9′ 東経135°29.1′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、南西進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年11月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.45m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機が水没
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約25℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、出発地に帰る目的で南西進中、左舷船首方から北東進するプレジャーボート（以下「本件プレジャーボート」という。）と左舷対左舷で通過した。</p> <p>操縦者は、左舷船首方から高さ約1.0mの本件プレジャーボートの航走波が接近してくるのを認め、正船首方から同航走波を受けるように船首を向けた。</p> <p>本船は、船首方から最初の波を受けて船首部が持ち上がり、その波を越えて船首部が下がった際、船首が右方に振れ、次の波を受けて右舷側に転覆した。</p> <p>操縦者は、落水後、着用していた自動膨張式の救命胴衣が膨張して海面に浮上し、転覆した本船につかまっていたところ、本船の転覆を目撃した付近の手漕ぎボートの乗船者により救助された。</p> <p>操縦者を救助した手漕ぎボートの乗船者は、118番通報し、本船をえい航して出発地に戻った。</p> <p>本船は、定員3名のミニボートで、2馬力の船外機を搭載し、操縦者が乗船したときの舷縁の水面上の高さが約20cmであった。</p> <p>本船の船外機は、転覆後、脱落して水没した。</p> <p>操縦者の携帯電話は、釣り道具と一緒に入れられており、本事故後、海面に浮いているところを発見され、使用できる状態であった。</p> <p>操縦者は、帰航中、本件プレジャーボートの航走波を認め、同波を正船首方に受けるように操船したが、転覆を防ぐのは難しい状況であ</p>

	<p>り、早めに航走波の発生を予見し、同波から遠ざかるしかなかったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、南西進中、船長が、左舷船首方から北東進する本件プレジャーボートの近くを航行したことから、高さ約1.0mの航走波を受けることになり、最初の波を正船首方から受けて船首部が持ち上がり、その波を越えて船首が下がった後、船首が右方に振れ、次の波を受けて右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、南西進中、船長が、左舷船首方から北東進する本件プレジャーボートの近くを航行したため、高さ約1.0mの航走波を受けることになり、最初の波を正船首方から受けて船首部が持ち上がり、その波を越えて船首が下がった後、船首が右方に振れ、次の波を受けて右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートの操縦者は、近くを航行するプレジャーボート等を認めた際、航走波の発生を考えて、航走波から離れる針路に変更すること。</li> <li>・ミニボート等が航行している海域を航行するプレジャーボートの船長は、ミニボート等への航走波の影響が少なくなるように、速度を落とし、ミニボート等と距離を取って通過すること。</li> <li>・ミニボートの乗船者は、防水型又は防水パックに入れるなど防水措置を施した携帯電話を、落水時も使用できる状態で携帯すること。</li> <li>・ミニボートの所有者は、転覆しにくいようサイドフロート等を付けることが望ましい。</li> </ul>